

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び宿毛市契約規則（昭和 45 年規則第 19 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 3 年 11 月 11 日

宿毛市長 中平 富宏

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名：令和 3 年度 新庁舎備品購入事業 数量：仕様書による

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 購入物品の納入期限

令和 4 年 3 月 31 日（繰越予定）

(4) 購入物品の納入場所

宿毛市新庁舎（宿毛市希望ヶ丘）

(5) 入札方法

落札決定に当たって入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、（消費税込み）に相当する金額を入札書に記載すること

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4 の（3）により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。）を置く者又は宿毛市内に支店、営業所を置く者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく宿毛市の入札参加制限を受けてない者

(3) 宿毛市暴力団排除条例（平成 23 年宿毛市条例第 3 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(4) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 24 年宿毛市規則第 28 号）に基づく排除措置期間中でないこと。及び、同規則第 4 条に掲げる排除措置対象者に該当しない者

(5) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、資格（指名）停止等を受けてない者

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

- ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒788-8686
高知県宿毛市桜町2番1号
宿毛市総務課 契約係
電話番号0880-63-0948
- (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 手渡しによる交付の場合
令和3年11月11日（木）から令和3年11月25日（木）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。（事前に来庁する旨を連絡調整しておくこと）
 - イ ダウンロードによる交付の場合
令和3年11月11日（木）午前9時から宿毛市役所ホームページ（<http://www.city.sukumo.kochi.jp/>）で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年12月10日（金）午前11時00分から
 - イ 場所
宿毛市役所 3階 第3会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は免除とする。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書類を令和3年11月25日（木）午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、宿毛市長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他宿毛市契約規則（昭和45年規則第19号。以下「規則」という。）第18条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結するこ

とが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、当該入札案件の契約については、議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。

(8) 詳細は、入札説明書による。